

避難指示解除準備区域の行政区である申立人が管理していたプレハブ倉庫、みこし、はっぴ、テント等の財物損害について、直接請求に関して東京電力が用いている類型的な使用可能年数ではなく、実際の使用年数等を踏まえて認定された使用可能年数を基礎とした減価をして損害額が算定された（ただし、既払金は控除。）事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X行政区（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人とは、本件事故に関し、下記損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

（1）損害項目：別紙物件目録記載の財物に関する財物損害

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目に対する和解金として、合計金85万600円の支払い義務があることを認める。

### 第3 既払金

申立人と被申立人は、第1項の損害項目につき、被申立人が申立人に対し、金60万円を支払済みであることを相互に確認する。

### 第4 支払方法

（省略）

### 第5 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

### 第6 確認条項

申立人及び被申立人は、第1項記載の損害項目の財物について、仮に本和解による賠償がその価額の全部の賠償である場合でも、その支払にかかわらず所有権は移転しないことを相互に確認する。

### 第7 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が

署名（記名）押印の上、各自 1 通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し 1 通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。  
令和 6 年 2 月 2 6 日

（仲介委員 石原 弘隆）

RO-O

別紙

## 物 件 目 録

	品目	備考
1	みこし大	3の倉庫内保管
2	みこし小	同上
3	プレハブ倉庫	
4	テント 1	3の倉庫内保管
5	テント 2	同上
6	テント 3	同上
7	ユニフォーム	バレー、ソフトボール 3の倉庫内保管
8	はっぴ	3の倉庫内保管
9	清掃用具1式	同上